

令和8年6月11日公安委員会会議概要

第1 会議日時

令和8年6月11日（木） 午前9時40分 ～ 午後3時25分

第2 会議場所

公安委員会会議室、公安委員室

第3 出席者

1 公安委員会

松永委員長 久保田委員 三輪委員 杉山委員 中山委員

2 警察本部

本部長 総務部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部参事官兼刑事企画課長
交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官 サイバー対策本部長 警察学校長

第4 議事の概要

1 審議・報告案件

- (1) タレント久保ひとみさんに対する特殊詐欺被害防止広報官の委嘱について（生活安全部）

生活安全部長から、タレント久保ひとみさんに対する特殊詐欺被害防止広報官の委嘱について報告があり、委員から「詐欺は様々な形態のものが生まれ、そして増えている。久保ひとみさんにご協力いただくことで、県民に広く詐欺の手口を知らしめてもらいたい。」旨の発言があった。

- (2) 夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止等に向けた活動について（生活安全部）

生活安全部長から、夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止等に向けた活動について報告があり、委員から少年へのアプローチ方法について「現在学校では、『保健体育』の科目において薬物乱用と健康に関する授業が行われており、『情報』の科目において情報モラルに関する授業が行われている。警察は非行防止教室やSNS等を通じて少年にアプローチしているところ、これら授業を担当する教諭と連携してはどうか。」「教諭は薬物や犯罪に接する機会が無いため、生徒に対してどのような伝え方が効果的なのか手探りで授業を行っているとも聞いた。例えば、警察が行う薬物乱用防止講座では、合成麻薬フェンタニルの影響によりゾンビタウン化してしまった街並みを映像で紹介するなどし、学生から危険性がよく分かれると評価を受けている。そのような学生が理解しやすい映像等を提供するとよいのではないか。」旨の意見があり、生活安全部長が「学校とのより一層の連携を高める方策と承知した。検討したい。」旨を返答した。

また、委員から「通学していないなど、授業や非行防止教室を受けていない少年に対するアプローチも必要ではないか。そのような少年と補導との関連は定かではないが、警察活動の補導時を捉えて教育を行うことで、そのような少年にアプローチでき得るのではないか。」旨の発言があり、生活安全部長が「受講機会がない者としては、不登校又は有・無職少年が考えられるところ、不登校の少年については、通信制学校等へのアプローチにより一部であるが補えているのではないかと考えている。有・無職少年については、先週闇バイトへの加担防止広報に関しても課題であると申し上げたところ、現在、犯罪や非行歴のため仕事に就くことが困難な方の就業支援を行う NPO 法人との連携を模索している。少年を雇用している企業へのアプローチで補えないか検討していく。」旨を返答した。

このほか、委員から「薬物の販売であれ闇バイトの勧誘であれ、関与する大人は経済的目的、端的に言えば儲けるための商売として犯罪を行っている。少年への甘い誘いは利益のためであり、少年に残されるものは、薬物依存による資金の枯渇と社会的信用の喪失、闇バイトによる犯罪加担行為の経歴と報酬の未獲得だけである。少年が『怖い、危ない』ではなく、『騙される、利用される』という意識になるような教育を進めてもらいたい。」旨の発言があり、生活安全部長が「ご指摘のとおり進めていきたい。」旨を返答した。

(3) 夏期における山岳遭難・水難事故の防止対策について（地域部）

地域部長から、夏期における山岳遭難・水難事故の防止対策について報告があり、委員から、過去5年間の中で令和3年に水難事故が多発したことについて質疑があり、地域部長が「コロナ禍における三密防止の観点から屋外レジャーが増えた時期であった。中には屋外レジャーに不慣れな方もおり、それらの影響と考えている。」旨を返答した。

また、委員から、昨年飲酒後の水難事故が複数発生したことについて触れ、「アルコールと水難事故は因果関係があると感じている。飲酒事故への注意喚起はどのように行っていくのか。」旨の質疑があり、地域部長が「水難事故の内訳としては、県外から来静される方の事故が多い。県外者への呼び掛けとしては、警ら活動を通じてレジャースポットに立ち寄り注意を呼び掛けるほか、水難事故防止対策協議会を通じての注意喚起を行っていく。」旨を返答した。これを受け委員からは「水難事故のみならず、飲酒運転も懸念される。注意喚起はお願いしたい。」旨の発言があった。

このほか、委員から「例えば、遊泳禁止場所付近に外国の方が集まり、飲食しながら楽しんでいる様子を見かけることがある。遊泳はされていなかったが、危険性の認識が無い可能性があるため、外国の方にも危険箇所に関する注意情報を届け、事故の未然防止に努めたほうがよいのではないか。」旨の発言があり、地域部長が「山岳・水難事故への注意喚起広報に関して、様々な国の言語での発信を依頼したいと考えている。」旨を返答した。

2 個別決裁・報告等

- (1) 監察案件（監察課：主任監察官）～報告
- (2) 訟務案件（監察課：課長補佐）～決裁
- (3) 交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部改正について

(地域課：課長補佐)～決裁

- (4) 静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正に係る情勢について（交通企画課：交通部長）～報告
- (5) 「安全運転管理者等講習の実施に関する規程」の一部改正について（交通企画課：課長補佐）～決裁
- (6) 安全運転管理者業務にかかる外部通報の対応結果について（交通企画課：課長補佐）～報告
- (7) 「静岡県公安委員会事務専決規則」の一部改正について（交通規制課：課長補佐）～決裁
- (8) 公安委員会聴聞（病気事由等）該当者について（運転免許課：課長補佐）～決裁
- (9) 審査請求の受理報告について（総務課：係長）～報告
- (10) 公安委員会宛て文書等について（総務課：管理官）～決裁

3 運転免許の行政処分

意見の聴取・聴聞実施件数は12件で、警察からの個別の説明を基に処分を決定した。